

千歳市公用封筒広告掲載に関する覚書

千歳市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、千歳市公用封筒広告掲載について、次のとおり覚書を締結する。

（広告掲載封筒について）

第1条 甲は、乙の広告を掲載した封筒を公用封筒として使用するものとする。

（広告掲載料について）

第2条 乙は、甲が通知した広告掲載料について、期日までに納入するものとする。

（使用開始等）

第3条 甲は、乙の広告を掲載した封筒を使用開始の日から、残部がなくなるまで使用するものとする。

（使用の中止）

第4条 乙は、自身が千歳市広告掲載基準（平成23年11月28日市長決裁）に適合していることを確認し、甲は、広告掲載封筒の使用を開始した後に、乙が社会的問題を起こすなど、不正又は不誠実な行為をし、甲が広告媒体に掲載する広告として不適当と認めた場合は、甲は、その使用を中止するものとする。

（広告主の責務）

第5条 乙は、掲載する広告の内容等について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、知的所有権その他の権利の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為等をしてはならない。

2 乙は、広告の内容等について第三者から被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決するとともに、当該広告に起因して千歳市において損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 乙は、広告に係る一切の権利について、第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第6条 広告掲載封筒について、この覚書に定めのない事項及び疑義のある事項は、甲乙協議して定める。

（附則）

第7条 この覚書を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 千歳市  
千歳市長

乙